

(仮称)滋賀県県産材の利用の促進に関する条例(骨子案)

1 前文

- 滋賀県は古くから琵琶湖とともに、森林からの恵みを楽しんできた。
- しかし、森林を取り巻く状況は他の代替品への切り替えや農山村の人口減少等により厳しくなっている。
- 森林の多面的機能を発揮させるには、県産材の利用の促進を図ることにより、森林の循環利用や農山村の活性化を進める必要がある。
- 第72回全国植樹祭を契機に、琵琶湖森林づくり条例と滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例と相まって、県産材の利用を促進することにより、滋賀の森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐ。

2 目的

- 県産材の利用の促進に関する施策を推進する。
- 林業および木材産業の持続的発展を図る。
 - 木材の利用に対する意識を高める。

3 基本理念

- 森林所有者等が意欲と誇りを持って主体的に林業や木材産業を行う。
- 長期的な観点から森林の循環利用が図られる。
- 木材を利用する文化を継承する。 等

4 責務・役割

- 責務
 - 県:国、市町、森林所有者等および森林組合との連携、支援等
 - 林業事業者・木材産業事業者:県が実施する施策への協力等
- 役割
 - 森林所有者:県が実施する施策への協力等
 - 関係事業者:県産材および森林資源の積極的な利用
 - 県民:県産材の積極的な利用

5 基本計画

- 具体的な施策や目標等について基本計画に定める。

6 基本的施策

① 安定供給の促進

- 主伐・再造林の計画的実施
- 高性能の機械の導入の促進
- 森林施業の集約化 等

② 加工流通体制の整備

- 施設整備
- 加工に係る生産性・品質向上への取組に対する支援 等
- 流通円滑化のための環境整備

③ 県の率先利用

- 公共建築物は原則県産材を利用
- 公共建築物以外も可能な限り県産材を利用 等

④ 建築物への利用の促進

- 県産材を利用する建築物に対する支援 等
- 先進的技術の普及促進

⑤ 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

- 農業、観光業への利用の促進 等
- 技術等の研究開発

⑥ 県産材および森林資源の利活用

- 森林の所有意欲を高める県産材や森林資源を利活用した取組への支援 等

⑦ 研究機関、関係事業者との連携による新たな製品等の研究開発の促進

- 研究開発に関する情報の共有の促進 等

⑧ 人材の育成および確保

- 就業に関する相談の援助 等
- 研修の実施の推進

⑨ 普及啓発

- 木材を利用する文化についての理解を深める機会の提供 等
- 県産材の木製品との触れ合いの場の提供
- 広報活動

7 その他

- 施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じる。

8 施行日

- 公布の日(令和5年3月下旬)の予定